

北陸門徒の關東移民

五 來 重

【梗概】 近世封建制度崩壞期に簇生した複雑な農村問題は重税、饑饉、貧困、疾病、間引き、一揆、逃散、欠落などの陰慘な色彩にぬりつぶされている。下層農民はこの變動期を生きのびるために拮腕に血みどろの努力をかかされていた。一方搾取者でありながら没落寸前の武士階級も農民の保護につとめたが、恐ろしい勢で勃興しつつある資本主義の前にはほとんど無力にひたしかつた。このとき關東と北陸という局部的な現象ではあつたが宗教を媒介とする農民の救済と農村の復興が行われて成功をおさめた。すなわち農村人口の減少のため棄作せられた關東の荒廢地に耕地をもたぬ北陸の零細農民が移住し來り、富裕な自營農民として更生したのである。しかも彼等は貧しくはあるが間引きの悪習を知らぬ敬虔な門徒であり、これを誘引したのは關東の浄土眞宗寺院であつた。經濟的動機の然るべきものは勿論あつたにしても彼等をむすびつけたものが浄土眞宗の信仰であつたことは間違いない。また移民當初の開拓者の苦惱と寂寞をなぐさめたものもその信仰であつた。彼等の信仰はいくぶん關東的變質をとげつゝあるが今もよく眞宗の法義をまもつてゐる。しかし本稿ではそのよりの宗教の問題はしばらく擱き、何故にこの移民が行われねばならなかつたか、又どのような動機でそれが行われたかを經濟史的な觀點からながめたのである。そして封建制度崩壞期の農民の貧困化が風土的、地理的條件と民情および宗教と政治的施策の相違から關東と北陸とは全く相反する現象を呈し、人口過剰の北陸農村から人口稀薄の關東農村へ農民が移動したとの結論に到達したのである。

浄土眞宗にとつて立教開宗の地であり、原始眞宗教團の

北陸門徒の關東移民（五來）

本據であつた常陸、下野、下總及び磐城の一部には多數の北陸門徒の移住民が蕃衍して浄土眞宗の法義を守つてゐるが、この事實はあまり廣く知られてゐない。これは從來移

住民が新百姓の名をもつて社會的冷遇をうけた、め身分をかくす傾向があつたのによるのであるが、その信仰と勤勉によつて確固たる社會的地位をきぎきあげた現在では、むしろ數代前の彼等の移住の歴史はようやく忘却の彼方に葬られようとしている。この際服部之總氏が「いわゆる護國思想について」(親鸞ノート)において關東の新百姓をとりあげ、學界に提出された功績は没すべからざるものがあると考えられるけれども、その見解は史料的にも傳承的にも全く承服することは出來ない。

服部氏は親鸞が何故に北陸より關東へ移住したかという眞宗史上の一大疑問に對する新説としてこの新百姓問題をとりあげたのである。すなわち、

「惠信尼自身の出生も通説である三善爲教の女といふのを私は否定して、農民の出で三善家かどこか然るべき豪族武士の半人すなはち侍女になつていたものと想定している。親鸞と結婚して常陸に移つたのも常陸がそのころ越後からの移住民で開拓されつたからだらうと考へてゐる。その常陸の越後農民は下人から解放されたばかりの新百姓であるか、あるいは早晩解放される運命にある下人たちと、その所有者たる農民から成つていたと

思はれる。」

とのべ親鸞の宗教の本質は彼が「常陸の北越移住農民たち、下人たちや新百姓たちの一人として」送つた生活から出たものと斷定しているのである。

ところがこの新説は史料の根據の全くない大膽な憶説であるばかりでなく、北關東の新百姓に關する史料と傳承はすべてその移住が徳川末期にあることを示しているのである。したがつて關東の新百姓をもつて親鸞の關東移住を説明せんとする奇抜な新説は遺憾ながら成立し難いものであるといわなければならぬ。

しかしこの北陸移住農民の問題は徳川末期の深刻な農村問題としても、またわが國には例のない宗教移民の問題としても取上げらるべき歴史的意義を充分にもつてゐる。すなわちこの移民は北陸側にとつては窮迫農民即ち「かじける百姓」の逃散という現象であり、關東側から見れば農村人口の減少をカヴァーせんがための入百姓という現象であつて、ともに近世封建制度崩壞期における農村問題の二つの面として理解される。しかもこの逃散入百姓を指導斡旋したものが多く北關東の淨土眞宗寺院であつたという點に特色があるのである。それ故受入側の關東諸藩および代

官領は單なる勞働力の移入たるにとどまらず北陸門徒の信仰心と風俗と勤勉を重視したのであつて、その結果は鎌倉末以來原始眞宗教團の衰退とともにほとんど關東に絶えた淨土眞宗の信仰が彼等移民によつて復興せられることになつたのである。現在北關東の眞宗寺院を支える檀信徒の大部分が北陸移住農民であるという事實は雄辯にこのことを物語つてゐる。もちろんこの移民は十七世紀初頭における新教徒のアメリカ移民のごとく近世的な自由の精神と鞏固な宗教的信念をもつて大規模に行われたものではなく、陰慘な經濟的社會的要因から起つたものではあるが彼等の信仰的態度と宗教者の參畫は輕視することは出来ない。しかし本稿では問題の複雑化を避けるために主に徳川末期の農村問題として觀察したいと思ふ。

二

さて徳川中期以後の深刻な農村問題は近世初頭以來擡頭した金融資本の攻勢による幕府、諸藩の財政破綻が主に農民に轉嫁せられるとともに、商業資本の農村進出によつて農民の貧困化が極度に進行したところに原因があることは一般に言われるごとくである。すなわちそれは封建制度崩

北陸門徒の關東移民（五來）

壞過程の必然的現象としていかなる政策をもつてしても避けることの出来ないものであつた。しかも農民の貧困化は饑饉や天災に對して抵抗力をもたぬ下層農民において特にはなはだしかつたので、彼等の生存のための反抗運動が天災相次いだ徳川末期にはげしく現れて來たのは當然であつた。この運動は一般に百姓一揆の名をもつてよばれてゐるが窮迫農民の自己保全策にはなお消極的反抗形態としての逃散、欠落および間引きがあつた。一揆、逃散、欠落、間引きはその形態は全く異りながらひとしく封建制度から資本主義への變動期に處する農民の生存のための闘争にほかならなかつた。しかし封建的社會統制はこれらを容認することが出来なかつたので嚴しい罰則をもつてこれにのぞんだのである。中でも徒黨を組んで暴力的な強訴越訴を強行する一揆は主謀者の極刑はまぬがれなかつたから、勇敢な指導者をもたぬ農民は消極的な逃散を選んだ。しかし逃散も農民を農奴として土地に緊縛する封建的統制の上から寛保元年の御觸書や諸藩の藩法をもつて禁止せられた。そのため一層消極的な逃散、すなわち「隱密の逃散」とも名づけられる欠落がもつとも普通に行われるに至つたのである。農民の欠落は走り百姓ともよばれ集團的示威的な逃散

三

に對して一家または數家が父祖の地をすて、こつそり他郷に走るのであるからもつとも悲慘な現象といわなければならぬ。しかしなお一層悲慘で消極的な貧窮農民の自己保全策は「間引く」「もどす」などとといわれた墮胎と嬰兒壓殺による人口抑制法であつた。徳川時代の人口増加の停止はそのためであつたばかりでなく地域的には人口の減少をすら來したのである。明和四年以來幕府は嬰兒壓殺を禁止し、進歩的な藩主や代官は育子令を出して産婦に保護を加えた。⁽⁴⁾しかし間引が農民の貧困に原因する以上「悪習」として「教諭」し「匡正」するだけでは効果がなかつた。それどころかこの悪習のなかつた北陸地方では零細化した農民が耕地不足になやみ欠落逃散の擧に出なければならなかつたのである。今當面の問題たる北陸門徒の關東移民も結局、欠落と間引きによつて農村人口が減少し、相對的に耕地過剩となつた關東地方へ、耕地不足になやむ北陸地方の欠落農民が土地をもとめて移住した現象と斷ずることが出来るのである。

三

北關東の新百姓の大部分は俗に加賀者とよばれた舊加賀

藩の加賀、能登、越中の農民で、なお下野の一部に越後からの移民がある。これらの地方は風土的にも政治的にも類似の條件の下にあつて農民が零細化し、「藁で髮結ふた稗糶夫婦が、涉柿面して大縄中縄小縄の帯しめ、糠のやうなる子供を相手に云々」とうたわれるような窮迫生活を送つていたのである。今加賀藩について農民が何故に逃散欠落の擧に出なければならなかつたかという事情を見れば次の如くである。

加賀藩では前田氏入部以來勸農策をとり農民の保護を名として藩外出稼を嚴禁した。これは寒冷多雪の北陸農村の常として近世初期以來佐渡金山や町方日用取に出るものが多かつたからである。それ故慶長元和以來しばしば走百姓改めをなし百姓を走らしめた村は村折檻として屋別一石の過意米を徴收し、走百姓を隠し留めた宿主は死罪とした。⁽⁵⁾しかしながら知行所付の武士や給人と所在の農民との間に銀米の貸借關係を生じ、その高利（三割乃至四割）を返済することが不能となつて欠落する農民は跡を絶たなかつたのである。

そこで前田利常は慶安承應年間に改作法と稱する一種の農政改革を斷行し、農民の封建的再編成を行うことによつ

て藩財政の確立をはかつた。その要點は(一)檢地を行い村高を定め定免法を採用し、(二)知行所付の給人と農民との從屬關係を停止して藩の直屬農民とし、(三)農民と給人の貸借關係を清算して藩の御算用場との貸借に切替え、(四)勤進、物乞、商人を農村から締出して農民の奢侈をおさえ、(五)村百姓の數を限定して高の分割讓渡を禁じ、土百姓、下百姓、水吞百姓、地の者、頭振などとよばれた無高百姓を從屬農民としたこと等であつた。

しかるにこの地方には淨土眞宗の信仰が徹底して閭引の惡習がなかつたので、人口の増加にともない高持百姓の二三男への分割相續の要求が強く一方不在地主たらんとする町方や寺庵の土地買得が盛んとなつて徳川中期には切高禁止は次第にくずれ切高仕法を許さざるを得なくなつた。そのため水吞、頭振に至るまで取高したので小百姓が頓に増加したのである。これ等の中には僅か二升の名高を持つて村百姓となつたものもあり、請作や町方濱方山方への日用取や行商をなしたとはいへ、その貧窮は察するに足るのである。切高仕法の結果天明七年には村高帳にあらわれた百姓數は慶安年間約四倍となつたといふのは、明かに零細農民の増加を物語るものといえよう。しかも村高は町人や

寺社方にどしどし侵蝕せられる結果、寛政十二年以來しばしば土地兼併の禁令があつたにもかゝらず下層農民の困窮は徳川末期に至つて益々はなはだしくなつた。

このような北陸農民の窮狀に同情し彼等の生活相談に耳を傾けたのが關東眞宗寺院より赴いた勸化僧であつたらしく、北陸とは反對に農村人口の減少と放棄耕地の増加になやむ關東に彼等を誘引することゝなつたのである。實際に北陸農民も親鸞聖人への絶對的信仰と僧侶への信頼と法衣の袖にかくれることの安全感がなかつたならば、國禁を犯して遠路數百里の欠落を決意することは出来なかつたと思われ。かれ等の欠落は危険な脱走であつたばかりでなく老幼をとまなう困難な旅であつた。もつとも早い頃の移民の後裔の傳承によれば、その先祖は男兒三人女兒三人を伴うた一家八人の長旅で夜は橋の下などに野宿して草鞋をつくり、信濃路を南に下つて約四十日を要したといふ。狐狸におびえながら碓氷峠を越えた苦しい追憶をこの一家は語り傳えているのである。しかもその困難な旅行にもかゝらず彼等は門徒の本尊たる阿彌陀如來兩像(光明本尊)と門徒のバイブルである三部經と三和讃、御文章を必ず持參して來ていることは注意されねばならぬ。

四

次に北陸農民を入百姓として受入れた關東の情勢を見れば、同じ農民の貧困が全く反對の現象を生み出したことを知るであろう。すなわち關東では開引きが盛であつたことゝ江戸を近くにひかえていたことが北陸と異つていた點である。わが國の近世封建制度は内包せる資本主義によつて内部から食い荒されて行つたが、その端的なあらわれが農村人口の吸収による都市の繁榮と耕作人口減少による農村の荒廢であつた。殊に關東では十八世紀世界最大の大都市であつた江戸がその尨大な人口（天明六年調、百二十八万五千三百八¹⁰）を主に近國農村から吸収しつゝあつた。自然増加の極めて少なかつたこの時代に江戸の人口の膨脹は關東諸藩の農村人口の減少を意味した。幕府は江戸の食糧問題の上から人返しを、關東諸藩は人口問題の上から、「人別改め」をししばしば行つたが江戸の人口の減少は當座だけですぐ舊に復するのが常であつた。しかもこの都市流入人口の可成りの部分が窮迫農民の逃散欠落や土地をもたぬ二三男の出稼から成り立つていたことは想像に難くない。本居宣長も「秘本玉くしげ」に

「百姓は困窮年々につのり、未進つもりつりて終に家絶へ田地あるれば、其田地の年貢を村中へ負はする故に餘の百姓も又堪えがたきやうになり、或は困窮にたへかねては農業をすてゝ江戸大阪城下などへうつりて商人となる者も次第に多く、子供多ければ一人はせんかたなく百姓は立さすれども残りはおほく町人の方へ奉公に出してついに商人になりなどする程に、いづれの村にても百姓の匱は段々にすくなくなりて田地あれ郷中次第に衰微す」

と記し、當時の封建的租稅制度たる村高制度が欠落出稼を益々増大せしめ農村を荒廢せしめることを述べている。かくて後にものべるごとく江戸に近い常陸下野には「村名ありて戸口なし」という空名の郷村が生じたのであつた。又關東には仁俠博奕を業とする無籍の遊民が都鄙に横行し、この暴力團體が農村脱落者のブルをなしていた。その上の地方には開引きが殊に盛で人口減少に拍車をかけたのである。常陸笠間藩の入百姓の由來を記した良榮の「歎願下書」^{（常陸西）}（念寺藏）に

「既に兒童三人と相集り候をも不^レ見程之時節にて田畑追日原野と成、荒草日に茂く猪鹿晝夜となく耕作をあら

し人屋空くして狐狸住むの風情」

とあるのは人口減少の結果手餘田（放棄田畑）と潰前（絶家）の多かつた常陸農村の有様であつた。又下野の農村については文政五年より約十ヶ年櫻町政廳において入百姓開拓を行つた二宮尊徳翁が次のごとく語つている。⁽¹³⁾

「予始て野州物井に至り村落を巡回す。人民離散して只家のみ残り、或は立腐れとなり石堀のみ残り、屋敷のみ残り、井戸のみ残り、實に哀れはかなき形を見ればあはれ此家に老人も有つるなるべし、婦女兒孫もありしなるべきに、今此の如く萱蓍生ひ茂り狐狸の住處と變じたりと思へば、實に我衣手は露にぬれつゝの御歌も思ひ合せて予も袖を絞りしなり」

今北陸農民の誘致をもつとも必要とした常陸の人口減少を見れば、水戸藩では享保十一年三十一万八千四百七十五人の入別が寛保十年には二十二万九千二百三十九人^(百姓分)（百姓分萬千九百餘人、町）となり約十分の三の減少であつた。したがつて藩の財政も免折れ（税率引下げ）のため三分の一を減じ、總高三十七万余石の中實高二十六万石にすぎなかつた。又移民をもつとも早く入れた笠間藩は八万餘石の小藩⁽¹⁴⁾であつたが、寛延二年より文化七年までに人口一万余人、

北陸門徒の關東移民（五來）

石高三万石を減じたという。例えば領内西新田村は村高二百五十石、百姓十八戸であつたが逃亡死亡出奉公の結果十一戸を減じ殘る七戸の中三戸は村役人であつた。鉾田村は村高三百十五石、百姓十八戸であつたが潰高百五十四石、潰前十五戸、残り三戸の中二戸は村役人という有様であつた。⁽¹⁵⁾又常陸、下野、下總にまたがる幕府直轄の代官領も同様の事情によつて戸口減少し村名ありて戸口なしという村が少くなかつた。⁽¹⁶⁾これを朝川善庵は「濟時七策」に、關東が關西に比して地味肥えず百姓懶惰なる上、代官等は租税を多くとれば忠なりと心得、定免の地の免上げや、檢見の苛酷等で百姓を困窮に陥れるので、百姓の資力あるものは江戸に出て商をなし資力なきものは附近の宿場で小商人となるか江戸に出て渡奉公又は日儲稼をなすためであるとしている。⁽¹⁷⁾すなわち開引き、欠落、出稼は關東の天領をも侵蝕したのであるが善庵がその原因を代官の悪政に歸したのは、いささか皮相の感がある。これに對して水戸の農政家藤田幽谷が「勸農或問」において農村疲弊の原因は賦役の過重ばかりでなく豪農と豪商の土地兼併および商人階級の武士農民に對する經濟的優越にあるとしたのはいくぶん核心を衝いたものであつた。

かくて關東の藩主、代官のとつた農村復興策は(一)農民の保護救済、租税の軽減、豪農豪商の土地兼併の禁止などの政治的對策、(二)勸儉の奨勵、墮胎防止などの道德的宗教的の教化、(三)均田定免の法や入百姓などの時務策であつた。

しかし政治的對策は根本的なものではあるが論策家の言うごとく簡單には行われず効果も即効的でない。そこで關東の啓蒙的藩主と代官によつて教化と入百姓がとりあげられたのであつた。

五

關東諸藩の中もつとも早く北陸門徒を入れた笠間藩は初め淺野長政の養老領として設定され、後井上氏、本庄氏を經、延享四年牧野氏が日向延國より入部して以來、先にくべたごとき人口減少を來した。これは牧野氏が代々寺社奉行、大阪城代、京都所司代、老中などの重職をつとめたため出費が多かつたばかりでなく藩政をかえり見る邊がなかつたことにもよるであらうが關東諸藩の一般的傾向としてまた止むを得ざるものであつた。かくて寛政四年に牧野貞喜が襲封した時には江戸大阪への負債額三十三万石余に上つた上、封内農村の荒廢はなほだしきものがあつたか

ら、彼は一切の榮職を辭して藩政の改革を決意し、先ず寛政五年に領内寺院方を集めて墮胎防止の教化を依頼した。⁽¹⁸⁾このとき稻田禪坊西念寺の住職良水は教諭のみでは充分の効果なしとして、

「北國は大凡一向宗の徒にして常に佛法に親み深きゆへ人數もおほく家業もはげしき國風なれば、彼國に溢れる民俗を引入れ荒田を開發せしめ風儀を爰に移さば、多くの幼童を養ふといへどもその惱ひなきを見習ひ途に因果の道理を辨へん。因果を辨へる人血分の子を殺害して何ぞ快しとせん。爰に更に仁政を加へてかれこれを以て正路に至らしめん。」

と考へて入百姓の策を立てたといふ。⁽¹⁹⁾これは彼が北國教化のついでに北陸農民の實情を知つていたからであるが、その實行にあたつては藩主との緊密な連絡があつたことは疑ないところである。しかし後にものべる通り加賀藩への責任を一身に負うという意味で北陸門徒の招致はあくまで良水の個人的事業として行われた。彼は

「これ全く報國の第一、次に近隣諸民の潤澤少からず。佛法世法に付廣大の利益と心付といへども入百姓などいえる事いまだ關東にその見合もなく諸人心付かざる折柄

にて、別而加州は人別の事に付國制あり、依之領君も後難危く賢察あるによりてはか取もなかりしに、先師（良水）おもへらく、今危きに居て後の安きをとる。假令後難ありて一寺の興廢にのぞむとも何ぞ万民の安きに至るにかへんや。」

と心に定めたというが、實情を想像するに彼は北陸門徒を移すことによつて衰退する關東の淨土眞宗を復興せんとはかつたものの如くである。稻田禪坊はいうまでもなく淨土眞宗發祥の地の傳承をもち親鸞の關東遺蹟寺院の筆頭に位するものであつた。しかし眞宗の信仰が關東を去つて以來遺蹟寺院は上方や北陸の勸化による収入と、遺蹟順拜者の喜捨によつて維持されたのである。⁽²⁰⁾そして良水の入百姓開始以前にも既に順拜を名として北陸より欠落し來つたものもあり、移民を檀徒とすることの利を充分知つていたと思われる。従つて彼にとつて入百姓の直接の目的は西念寺の發展と關東眞宗教團の復興であつて、しかもそれは一應成功したのである。かくて良水は寛政六年に既に順拜を名として笠間領に來り土着していた越後國の勝右衛門と越中國の長助を加賀表へ密使として派遣して窮民を招募せしめた。その條件は、

北陸門徒の關東移民（五來）

一、金四兩、農具代拜借翌年より十ヶ年賦にて返納
一、種穀、夫食、雜穀拜借、代金にて拜借の事
右、一割利足、初年返納

外、出精次第、家作金、馬代金、拜借相成候事

田方之定（略）

開發に付定

初年、無年貢、二年目、反に付二畝步上納、三年目より九年目まで同斷居り、十ヶ年目より反に付四畝步上納、十二ヶ年目より永々半面上納、

何ヶ年居住候者にても拜借等相濟候上は歸國勝手次第御聞濟被仰候事、但一人者は相斷、妻子持の者ばかり取上候、尤も往來送持參可致候事

といふのであつたが、往來送りは禁制の欠落であるから得られなかつたので良水は中泉村の平八に偽造せしめ、又西念寺が越度引受人となる一札を入れて笠間領の村々に入籍せしめた。西念寺移民は寛政五年より文化元年までに六十余戸、文政十二年までに二百余戸、維新前までに四百五十戸に及んだが、他の眞宗寺院も次第に之を模倣したから維新前までに下野に五百戸、常陸新治郡に三百余戸、下總結城郡に二百余戸、水戸領に三百余戸となつた。⁽²¹⁾現在その子

孫は約四倍に達するものと推定され、いずれも村では經濟的に有力な農家となつてゐるが、土着民との間に幾分の差別感が残つてゐるのは遺憾である。

さて移民は最初濱前入百姓が普通で欠落出奔出奉公等によつて絶家となつた筈屋に入り、田島と貢租をそのまゝ繼承し、姓もその家を名乗り祖先の位牌もそのまま祀つたのである。⁽²⁴⁾これを飼養子ともいつた。移民を部落に同化させるために租稅徵收の便宜からとられた方法であらうが、土着民の眞只中に異分子として入込んだので土着民との摩擦が大きかつた。第一に宗旨の異なるところから葬式法事や年中行事の問題があつた。そこで、

「同八年（寛政八年）村々古來百姓より宗法の儀に付故障有之、入百姓難立に付清水雄右衛門殿^(寺社)役人へ申立て、宗法の儀は本國の通り爲相守一候管在々へも被仰聞新百姓とは不申入百姓と可申様、同様被仰聞候」

とあるごとく良水は寺社役人や村役人の折衝にもあたらねばならなかつた。⁽²⁵⁾之に反して後の移民は多く集團的に新田部落をつくつたので土着民との摩擦は少なくなつた代りに融和はなかなか行われなかつた。

ところが文化二年に加賀藩より入百姓引戻しの風説が傳

わり引戻し後の處罰をおそれて逃去るものも出來た。文化五年には風聞について北陸の知合寺院より良水へ内報があつたので彼は遂に覺悟を決め責を一身に負うて自刃した。⁽²⁶⁾なお笠間藩では教名房遺蹟光照寺の入百姓八十戸が百余年前に藩の飛地磐城の神屋陣屋（現在、福島縣石城郡三坂村）の配下に移りこの地方を開拓したという。今光照寺末寺淨願寺の檀徒である。

六

次に常陸の三分の二を占めた水戸藩への入百姓の狀況を見ると、この藩は公儀への手前や親藩の體面もあつてか戸口減少の甚しかつたにかゝわらず入百姓に積極的な熱意を示さなかつた。藤田幽谷は水戸藩の財政難と農村疲弊の原因を修惰、兼併、力役、横斂、煩擾の五弊に歸し貢租賦役の過重と政治の貧困のほかに豪農豪商の土地財物の兼併および武士農民の商品經濟的奢侈をあげ、武士農民の勤儉によつて商業資本を締め出すこの重要性を強調しているが入百姓にはあまり關心をもたなかつた。⁽²⁷⁾

「苟も其の變に通じて政をなさば人不足なりとて入百姓するにも及ばず、たとへ他處の氓を招集するとも利なき

時は来るべからず。若し來りて利ある程ならば人の郷里を離散する謂れなし。山谷の閑人遠く手餘りの荒地は姑くさし置き、良田良畠の作るべくして作らざるもの多きを勸農の術を以て遊惰の民を驅て盡く耕作に趨しむること何の難きことかあらん。」

といひ、また

「百姓の人別減りたりとて入百姓をせんより先づ國中につづれ百姓なきやうに、農に利ありて力田するやうにありたきこと也」

などとのべている。しかし實際には移民は或る程度保護され歓迎された模様である。水戸藩に最初入百姓したのは東茨城郡鯉淵村播田實^{ハダ}の播田實一族であるがこれは笠間領への移民堀氏の分家である。⁽²⁸⁾その傳承によれば藩からは初め一人に付鑿錢十文と一日粟三合と稗三合および越中鉄二三挺ずつ支給せられたという。耕地は原野の開墾であつたから努力次第であつたが現在一戸當り二町平均を所有している。この地方は同村の出兵澤から涸沼沿岸にかけての原野濕地が移民によつて開拓された。又分散的には舊水戸藩領にひろく分布しているが大部分眞宗遺蹟寺院の周邊に多いところから見て直接間接に眞宗寺院の斡旋によつたものと

想像されるのである。⁽²⁹⁾

次に宍戸藩^(松平氏 一萬石)には二十四輩の幡谷唯信の遺蹟たる唯信寺が北陸門徒を誘引した。この藩は水戸藩の支藩であつたから入百姓については水戸藩と歩調を同じくしたと思ふが、傳承では藩公より金六文、麥一斗、鉄一挺を支給したという。現在移民に功勞のあつた唯信寺の唯定に對する新百姓取立の感狀一通が残つている。⁽³⁰⁾

「唯信寺 唯定

新百姓取起之儀、平町太田町地内大澤新田杳五郎新田百姓濱相成候田畑永荒之處、文化年中より新百姓被取立追々開發に相成、收納冥加米も上納ニ相成、尙又當時も大塚村ニテ開發新百姓取立之義相成候旨年來ノ厚志満足ニ存候、郡奉行よりも申立候次第も在之 寺々木山より指許候紋白五條袈裟ニ八角之内葵ノ家紋其身一代着用指許候 公邊之儀着着用被致間敷候 外ニ目錄之通相贈候此上迎も被致忠誠候様類入候

六月

白銀 五枚

以上」

この唯定はその子唯惠と二代にわたり北陸布教の度毎に三戸五戸ずつ移民をつれもどつて初めは堀立小屋に住ませた

いとい、現在舊檀家七十戸に對し移民五百戸の檀家がある。

七

次に幕府直轄領への移民を見ればその代表的なものが下野眞岡の代官竹垣三右衛門直温の北陸門徒招募である。先にもべたごとく關東では代官領の農村荒廢はとくに甚しく代官といえは怨嗟的であつた。しかし彼等は常に更迭せられる地方官であつたから領民との封建的結合は稀薄である代りに因襲にとられずに充分その經綸を行う余地もあつたらしい。竹垣直温のごときは多くの悪代官の中にあつてすぐれた經綸を示して農民よりながくその徳を讃仰せられた良吏である。彼が寛政五年より文化十一年までに十二年間在任した眞岡代官領は下野、常陸、下總、上總、安房の五ヶ國にまたがる約六万石の天領であつたが、歴代代官の苛斂誅求と天明兩度の大饑饉の影響による農村荒廢はこの關東最大の代官領をほとんど無人の境としていた。彼は赴任早々廻村巡視の際に荒所や棄作田畑の多いのにおどろき、間引きを禁じ、育子令を出し、勸農策を立て、心學道話を行つて教化をはかるとともに北陸門徒の入百姓を企てたのである。彼の入百姓策は彼が天明六年より四年間

越後川浦五万石の代官であつた經驗から、越後の農民が耕地不足に困窮している實情と信仰心厚く勤勉な民情を知悉していたことから出たものと思われる。すなわち

「越後國ノ義ハ全體人多キ國柄ニ御座候ヘバ生國ニテ渡世イタシ兼候ニ付 他國遠國へ稼ニ罷出 諸職人或ハ諸商人又ハ關東筋日付稼等ニ罷出ルモノ過分ニ有之候ヘバ 右躰ノモノハ懸合引移ラセ候テモ強テ生國ニ於テ故障ノ義モ有之間敷ト存候」

ということでも米岡村平十郎なる者を越後につかわして移民を募集せしめた。^(五)しかし移民應募者は困窮者であるから次の如き手當が必要であつた。

「家内何人ニテモ

十五歳以上 稼人元分 一人ニ付一日扶持方、白米三合宛、六十歳以下 搗麥四合ヅツ、味噌三十日ヅツ

其他厄介人

十五歳以下 一日扶持方搗麥四合ヅツ味噌十五日ヅツ六十歳以上 二間半

引移家作ノ義 六間 家造り被下農具代諸道具代トシテ

金貳兩五分ヨリ人別ニ應ジ上下相増候、（下略）」

この代官領移民の特色は最初集團的であつたことであるが、これは移民が主に、越後の代官領民であつたので代官相互の了解があつたためかと思われる。しかし後には越後

越中の農民が三々五々移民し來り下野下總の代官領および旗本知行所に差入れられた。八條本誓寺の引越百姓差配年次表によれば寛政七年七戸、同八年五十戸、同九年百二十八戸、同十七年七戸、同十一年五十戸、同十二年四十五戸と記録せられ、竹垣氏の在任中、三百餘戸千七百餘人につたといふ⁽³²⁾。これらの移民は現在栃木縣芳賀郡、茨城縣結城郡、同筑波郡一帯に蕃衍して山前村八條本誓寺、了智房舊蹟茨木の正明寺、眞佛房舊蹟高田の専修寺、信願房舊蹟烏山の慈願寺、信樂房舊蹟下館の弘徳寺等の眞宗寺院に所屬し、これらを祖先の「わらじぬぎの寺」として尊崇している。

しかし最初の移民については越後側寺院の反對がもつとも大きな障害であつた。すなわち門徒の移住によつて直接被害をうけるのは領主よりもむしろ檀徒を失う寺であつて越後高田の本誓寺が移民に反對したのは當然あり得べき事であつた。それは

「銘々關東引越ノ義申上候段大ニ心得違ニ有之關東ノ義ハ人氣強勇ニシテ佛法ト申事相辨ヘズ候段、第一殺生ヲ好ミ其ノ上御制禁ヲ背キ親トシテ我が子ヲ害シ候諸愚多ク有之其上善惡因果ノ道理ヲ辨ヘズ、第一現世ノ祈ヲ第

北陸門徒の關東移民（五來）

一ニイタシ候由相聞罷在候、水ハ方圓ノ器ニ隨ヒ人ハ善惡ノ友ニヨリ朱ニ交レバ赤ク成ル道理目前ニ候、然ル處身邊ニ迷ヒ先祖ヲ捨テ手次寺へ暇乞ハ何ナル福貴ノ身邊イタシ候共夫ハ人間ニ生渡世ニ迷惑イタシ永ク未來三途八難ニ沈ン事有バン決シテ引越ノ義相成難キ向云々⁽³³⁾。とういのであつたが、遂に本誓寺の掛所堂場を下野に建て役僧を出張せしめ、生國にたがわす平生の佛法を信奉するという契約で寺送りを出したのである。この掛所が後に獨立して現在の八條本誓寺となつた。

かくて竹垣君徳政之碑^(常陸筑波郡)に

「北越窮氓 應ニ招募ニ來而安ニ此土者凡三百餘戸千七百餘口、前日一望無人之野變爲ニ生聚充裕之會、饒角汗菜之田新爲ニ膏腴連畛之境」

とあるような沃野となつて移民は概して富裕な生活をたのしんでいる。竹垣氏のためには上掲徳政之碑のほかには下野眞岡に「竹垣君徳政碑」があり筑波郡旭村今鹿島では今に竹垣氏の忌日十一月八日には竹垣祭と稱して家業を休み赤飯を炊くといふ。

その他下野東郷の代官岩本武大夫は有名な下總の飯沼新田三十一ヶ村の荒廢を北陸門徒によつて復活した。彼は下

野西郷村に岩本神社として祀られ飯沼新田の北杵掛村に頌德碑がある。飯沼は視鬱關東時代の高弟飯沼の性信房の居住地で、その舊蹟曾根の報恩寺は新田の荒廢時代に江戸淺草に名蹟を移したが、この時に當つて眞宗の法義は移民によつて再興せられたのである。又常陸筑波郡板橋の代官岡田寒泉は寛政の三博士の一人として有名な儒者でもあつたが、彼も支配下の常陸筑波、行方、稻敷、鹿島、眞壁等の諸地方に北陸門徒を入れ、荒蕪地を恢復した。

八

之を要する北陸門徒の關東移民を經濟史的に見れば近世日本の封建制度崩壞過程における農村の貧困化が生んだ農民の國內移動と見ることが出来る。この農村貧困化が北陸と關東とは全く反對の現象を呈したから北陸の過剰人口が關東に向つて流れたのである。しかしこの兩地域を媒介する眞宗寺院がなかつたならばこの現象は起らなかつたかも知れず、その結果もつと悲惨な農村問題が惹起したかも知れない。その意味で關東眞宗寺院のつた行動はその動機が何であつたにもせよ、封建制度と資本主義の重壓下におかれた徳川末期の農民の苦痛を緩和する利他的な宗教活

動であつた。と同時にそれは眞宗寺院經濟の根柢をなす檀徒獲得に成功した點では自利的でもあつた。こゝに自利利他圓滿の菩薩行が觀念論的にはなく現實に實踐されたとすることが出来るであらう。眞宗は維新前後より北海道開拓移民を本願寺の事業として遂行したがその先蹤はこゝにあつたのである。この問題はまた眞宗史の上から關東教團の復興として、又は眞宗信仰の關東的變質として種々興味ある問題を含んでいるのであるが、こゝではたゞ近世末期の一農村問題として紹介するにとゞめ、兼ねて服部氏の親鸞上人新百姓説の誤謬を正したのである。（二五、七、一五）

註①服部氏は常陸新治郡慈瀨村大増の櫻井氏からの一本の葉書にヒントを得られたらしく、櫻井氏が新百姓でありながら鎌倉時代からの家柄であるという傳承を唯一の證據とせられていようである。櫻井氏がほんとうに鎌倉時代からの舊家であるかどうかの眞偽はしばらくおき、たとえ舊家であつても新百姓には「濱前入百姓」または「側養子」といつて移民して來たとき入つた空屋の田畠と租と姓と位牌を繼承することになつていゝ事實を見逃している。その實例については註②を參考されたい。

②「百姓一揆の研究」（黒正巖著）三三八頁

③同 上 一八九頁

④「日本社會事業史」(谷山惠林著)六三一—六三四頁

⑤寛政九年、越後三島來迎寺村地方百姓一揆に義民岡村權右衛門のつくれる落首(越後風俗志第六輯)

⑥慶長十九年 金山行禁制掟書(加賀藩史料) 元和元年 百姓召還と逃散改めの高札(同上)

寛永五年 走百姓嚴刑の掟書(同上)

寛永八年、同十二年、十四年、十六年にも同様の掟書や高札あり。

⑦「加賀藩農政史考」(小川吉之丈編)一三一—一七六頁

⑧同 上 一三二頁

⑨常陸笠間領曾根村(現、茨城縣西茨城郡東那珂村字曾根)の堀

氏は移住後百八十七年(昭和二十三年)とつたえ、越中西礪波郡池ノ尻村より來つたという。堀仙四郎氏談。

⑩岩波日本歴史「江戸時代の經濟」(土屋喬雄氏)三九頁

⑪「天保集成」によれば江戸の人口増加には陸奥、常陸、下野方面より故里を離れて來るものが多かつたことを記している。

⑫「日本社會事業史」六〇二—六〇三頁

⑬「二宮翁夜話」五十一節(岩波文庫六〇頁)

⑭「勸農或問」(藤田陶谷述)

⑮「牧野貞喜」一名寛信君事蹟(太田武和著)

北陸門徒の關東移民(五來)

⑩「下野八條村高田本誓寺掛所記録」(八條本誓寺藏)

⑪日本經濟叢書卷二十一 四六一—四六三頁「濟時七策」荒地之事の條

⑬「入百姓發端之記」(常陸西念寺藏)

⑭同 上

⑯同 上

⑰現在西念寺には約一千の檀家があるが土着民は一軒もなくすべて北陸移民とその子孫である。又勸化については遺蹟寺院に「御勸化口上書」なるものが残つて居り、名號、繪像などの法寶物を掛けてその山緒を説明して法談を行つたことが想像される。明治以後「法寶物展觀」と稱して北陸方面へ出張したのはその名残であろう。加賀藩はしばしばこの勸化を禁止しているがその理由は農民が家業を休んで會座に赴くがためであつてその盛況を察することが出来る。

⑱「歎願下書」(良水の孫良榮記)常陸西念寺藏

⑳「入百姓發端之記」付箋

㉑例えば下野市羽根村市瑞の永山氏は鎌倉時代以來の名家で宇都宮公網の一族と稱しているが、現在の永山氏は四代前の和三郎爺さん(嘉永五年歿)のとき越中下新川郡虎谷村字移倉から移住して、絶家した永山家を繼いだもので舊永山家の立派な位牌を迷惑そうに祀つている。そして當時舊永山家その他の滯つて

いた上納の幾割かを新永山氏が納めたという。

㉔「歎願下書」

歎願下書には文化五年六月十八日に急死すとあり、その條の貼紙に「御内意ニヨリ十五歳ノ女子一人ヲ殘シ六十二歳ニテ六月十八日法衣ヲ着シ自害ノ次第ト相成云々」とある。

㉕勸農或問

笠間領東那珂村曾根の堀氏から岡村木植、北那珂村稻、およびこの播田實に分家したという。播田實氏の記録は終戦後行方不明になつたのは惜しい。

㉖水戸藩での入百姓記録は全く見出すことが出来なかつた。以上は移民や寺院の傳承をもととして立論したものである。

㉗唯信寺にはほとんど完全に入百姓記録が残つていたというが昭和二十年の米機友部海軍航空隊空襲の際銃撃で全焼、記録一切を焼失し、上掲の感狀一通が偶然残つた。

㉘「下野八條村高田本誓寺掛所記録」

「引越百姓差配年次表」は本誓寺掛所記録の數と若干の相違あり、そして三百戸千七百人というのは竹恒君徳政之碑による。

㉙下野八條村高田本誓寺掛所記録

日本學術會議會員
第一部（全國區）
推薦候補者

（西洋史）

京都大學教授
文學博士

原 隨 園

（東洋史）

京都大學教授
人文科學研究所長

貝 塚 茂 樹

（日本史）

京都大學教授兼
東京文理科學大學教授
文學博士

小 葉 田 淳

今回の日本學術會議會員改選に際し、本會は左の學會と共に右の三氏を公認候補として推薦することになりましたから會員各位におかれましては何卒よろしく御支援下さるようお願いいたします。

史 學 研 究 會

京都大學讀史會
東洋史研究會
西洋史讀書會